

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年大阪市条例第20号)」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 アエバ会
代表者氏名	理事長 草野 孝一郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市生野区勝山南4丁目6番5号 電話 06-6715-0771 F a x 06-6715-4017
法人設立年月日	平成4年12月1日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	老人保健施設 すこやか生野
介護保険指定事業所番号	2752280038
事業所所在地	大阪市生野区勝山北4丁目1番8号
連絡先 相談担当者名	電話 06-6717-8033 F a x 06-6717-8034 管理者 河崎 志麻
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市生野区、天王寺区、東成区、平野区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当事業者は、利用者の委託を受けて、利用者が可能な限りにおいてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜を提供します。
-------	--

運営の方針	<p>① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。</p> <p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</p> <p>④ 事業にあたっては、大阪市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。</p>
-------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、祝日、12月30日から1月3日までは除く
営業時間	午前9時から午後5時まで
緊急連絡先	06-6717-8033(事業所直通) 080-8513-9623(24時間対応体制)

(4) 事業所の職員体制

管理者	河崎 志麻
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 2名 非常勤 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名 非常勤 名

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援費（I）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 II (i) (単位数 1,086) 12,076 円	居宅介護支援費 II (i) (単位数 1,411) 15,690 円
〃 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 II (ii) (単位数 544) 6,049 円	居宅介護支援費 II (ii) (単位数 704) 7,828 円
〃 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 II (iii) (単位数 326) 3,625 円	居宅介護支援費 II (iii) (単位数 422) 4,692 円

居宅介護支援費（II）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費 II (i) (単位数 1,086) 12,076 円	居宅介護支援費 II (i) (単位数 1,411) 15,690 円
〃 50 人以上の場合において、50 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 II (ii) (単位数 527) 5,860 円	居宅介護支援費 II (ii) (単位数 683) 7,594 円
〃 50 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 II (iii) (単位数 316) 3,513 円	居宅介護支援費 II (iii) (単位数 410) 4,559 円

◎料金は、地域単価によって異なります。表記は大阪市 1単位=11.12円。

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50／100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より1月 200単位（大阪市の場合、2,224円）減額することとなります。
- ※ 介護支援専門員（常勤換算）1人当たり45件を超えた場合、契約日が古いものから順に（契約日が同日の場合、要介護3～5から）割り当て、超過部分のみに遅減制<45件以上60件未満の部分は居宅介護支援費Ⅱ（ii）、60件以上の部分は居宅介護支援費Ⅱ（iii）>を算定します。

加算	加算額	算定回数等
初回加算 (単位数 300)	3,336円／回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算（I） (単位数 250)	2,780円／月	介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供（提供方法は問わない）を入院後、3日以内に行った場合
入院時情報連携加算（II） (単位数 200)	2,224円／月	介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供（提供方法は問わない）を入院後、4日以上7日以内に行った場合
退院・退所加算（I）イ (単位数 450)	5,004円／回	退院等に当たって病院職員等からカンファレンス以外の方法により必要な情報を1回受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算（I）ロ (単位数 600)	6,672円／回	退院等に当たって病院職員等からカンファレンスにより必要な情報を1回受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算（II）イ (単位数 600)	6,672円／回	退院等に当たって病院職員等からカンファレンス以外の方法により必要な情報を2回受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算（II）ロ (単位数 750)	8,340円／回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を2回（1回以上はカンファレンスにより）受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算（III） (単位数 900)	10,008円／回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を3回（1回以上はカンファレンスにより）受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
通院時情報連携加算 (単位数 50)	556円	利用者が病院、診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときにケアマネジャーが同席し、医師等に対して当該利用者の心身状況や生活環境等の情報提供を行う、医師等から当該利用者に関する必要な情報を受けたうえでケアプランに記録する。
緊急時等居宅カンファレンス 加算 (単位数 200)	2,224円／回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に2回を限度）
特定事業所加算（I） (単位数 519)	5,771円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（II） (単位数 421)	4,681円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（III） (単位数 323)	3,591円	

特定事業所加算（A） (単位数 114)	1,267 円	
特定事業所医療介護連携加算 (単位数 125)	1,390 円	※2019年より 特定事業所加算（I）～（III）のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定にかかる医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年5回以上算定している事業所の場合
ターミナルケアマネジメント 加算 (単位数 400)	4,448 円	・在宅で死亡した利用者に対し、24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行う体制を整備している場合 ・利用者またはその家族の同意を得て、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合

3 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、片道2km未満は500円、2km以上は1,000円を請求いたします。
-----	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回 ※タブレット等利用の場合、2月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。また、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 河崎 志麻
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

7 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
2 個人情報の保護について	<p>1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示すること、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	居宅介護支援業務中に発生した事故について賠償する

9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

* (5) を参照

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

* (5) を参照

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

1 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。苦情または相談があった場合は利用者の状況を把握する為必要に応じた訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を検討します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 老人保健施設 すこやか生野 担当者（管理者）	所在地：大阪市生野区勝山北4丁目1番8号 電話番号：06-6717-8033 ファックス番号：06-6717-8034 受付時間：午前9時から午後5時まで
【区役所（保険者）の窓口】 大阪市生野区役所 (保健福祉課介護保険)	所在地：大阪市生野区勝山南3丁目1番19号 電話番号：06-6715-9859 ファックス番号：06-6717-1160 受付時間：午前9時から午後5時30分まで
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	所在地：大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話番号：06-6241-6310 ファックス番号：06-6241-6608 受付時間：午前9時から午後5時30分まで
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 (介護保険室介護保険課)	所在地：大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内5階 電話番号：06-6949-5418 ファックス番号：06-6949-5417 受付時間：午前9時から午後5時まで

12 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年大阪市条例第20号)」の規定に基づき利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市生野区勝山南4丁目6番5号	
	法人名	医療法人 アエバ会	
	代表者名	理事長 草野 孝一郎 印	
	事業所名	老人保健施設 すこやか生野	
	説明者氏名	印	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます

② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。当該意見と踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付します。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回（※タブレット等利用の場合、二月に一回）、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をいたします。

② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行い

ます。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 公正中立なケアマネジメントの確保

事業者は、以下について利用者へ説明を行います。また、利用者は事業者に対して、複数のサービス提供事業所について説明を求めることができます。

①居宅介護サービス計画に位置づけた理由の説明

②前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

※前 6 ヶ月（2025 年 3 月～2025 年 8 月）

訪問介護 35%

通所介護 21%

地域密着型通所介護 12%

福祉用具貸与 83%

③前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

※前 6 ヶ月（2025 年 3 月～2025 年 8 月）

訪問介護	訪問介護夢の箱 生野 38%	AZU ケアセンター 23%	あやとり介護センター 8%
通所介護	やすらぎ苑 23%	デイサービス夢の箱 21%	リハ by デイ舍利寺 14%
地域密着型通所介護	ビーナスプラス鶴橋 24%	ももだにデイサービス歩楽里 24%	HOSPO 20%
福祉用具貸与	ライフマーク天王寺 37%	トーカイ大阪南営業所 27%	株式会社ヤマシタ 10%